

広島県告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定によつて、次の森林を保安林に指定した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者が知れないため、同条第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を神石高原町役場の掲示場に掲示した。

平成二十五年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所及び登記簿上の所有者の氏名

所 在 場 所	登記簿上の所有者の氏名
神石郡神石高原町油木字入谷甲一七五五の五	赤木 初代
神石郡神石高原町油木字入谷甲一七五七の一	赤木 由江

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について